

京都市告示第 233 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第4項の規定に基づき告示します。

平成20年 8月 22日

京都市長 門川大作

道路の種類	路線名	区間	道路の部分
主要府道	下鴨京都停車場線 (市道 河原町通)	上京区今出川通寺町東入大宮町3 16番から 中京区河原町通二条上る清水町3 62番まで	上下線
一般市道	弥栄経7号線	東山区新橋通大和大路東入二丁目 清本町371番3から 東山区新橋通大和大路東入二丁目 清本町371番1まで	下り線
一般市道	八坂通	東山区高台寺南門通下河原栴屋町 349番18から 東山区下河原通塔之前下る八坂上 町388番まで	下り線

(建設局土木管理部道路河川管理課)